

有効期間満了日 令和13年3月31日
熊生環第96号
令和7年2月7日

事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可申請等への対応について（通達）

令和6年6月14日に公布された銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号。以下「改正法」という。）により、ライフル銃の定義が変更され、銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの5分の1以上であり、かつ、半分を超えないもの（以下「特定ライフル銃」という。）が新たにライフル銃に含まれることとなった。

改正法の施行に伴い、事業被害防止要件に該当する者として特定ライフル銃の所持許可を新たに申請しようとする者に対しては、「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可の特例的運用について（通達）」（令和7年2月7日付け熊生環第95号）のとおり、特例的な運用を認めることとしたところ、具体的な所持許可申請等への対応要領については、別添警察庁通達「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可申請等への対応について（通達）」（令和7年1月24日付け警察庁丁保発第12号）に基づき、令和7年3月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「事業に対する被害を防止するための特定ライフル銃の所持許可申請等への対応について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。